

# 生涯学習・まちづくりQ&A

**Q** 防災行政無線放送が聞こえないときありますが、放送の内容を確認したいときは、どうしたらよいでしょうか。

また、地震などの災害時に避難する場所を家族で確認したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

**A** 防災行政無線局は、市内に57カ所設置しています。

「質問のように台風などの気象条件や、無線局から遠い場合など聞き取りにくいことがあります。

防災行政無線の放送は、約75デシベル(駅の待合室やスーパーマーケットの中の音)の音量で放送しており、音を聞いて聞こえる程度の音量としています。これは、無線局から近い方は「騒音」として感じることもあり、あまり大きな音量での放送は控えています。

## 放送内容の確認はフリーダイヤルで

防災行政無線の放送の内容が聞き取れなかった場合は、フリーダイヤル0120・840・225のテレホンサービスで放送内容を再生していますので、ご利用ください。

## 避難場所は防災マップで確認

地震などの災害時に避難する場所については、市内の小・中・高校、都市公園や公共施設など34カ所を指定しています。詳しい場所については、昨年の12月に町会・自治会とおして配布しました「八潮市防



八潮市防災マップ

災マップ」で最寄りの避難場所を確認してください。

また、「八潮市防災マップ」には、避難場所のほか、地震や火災などの災害に対する日ごろの備えや心構えなどが載っていますので、ご利用ください。なお、防災マップが届いていない方は、市役所などの公共施設でお受け取りください。

図交通防災課 ☎305

# 生かしています あなたの税

## ～ 地域の安全を守る消防団 ～

八潮市消防団には、市内全域で団長以下228人(平成17年1月1日現在)の団員がおり、各自職業を持ちながら活動しています。消防団員の皆さんは、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という精神のもと、地域防災の担い手として日夜、献身的に活動され、また、消防団には市内全域で消防車19台を配置しています。

団員の皆さんは、災害が発生すると真っ先に出動します。災害現場に着くと人命救助および火災防御行動を実施しますが、これも日ごろから水利点検や放水訓練などを行い、いつでも出動できる体制をとっているからです。

各消防団に配置されている消防自動車は、1台約750万円で、1台につき市民一人当たり約100円(平成17年1月1日現在の人口76,166人を基準に算出)の負担となっています。

昨年中の火災件数は、49件で前年より16件多く、火災の原因で一番多いのは放火(放火の疑いを含む)でした。火災を防ぐために、家の周りには燃えやすいものを置かないように注意しましょう。



平成16年度全国統一防火標語

## 「火は消した? いつも心に きいてみて」

図消防本部総務課 ☎996・0119

# こちろ教育委員会

「スクーリング・ジョイントモデル校事業」  
不登校児童生徒の減少・解消を目指して

学校に行きたくても行けない子どもたち、いわゆる不登校児童生徒の減少・解消を図ることは、全国の小・中学校が抱える大きな教育問題です。埼玉県はその問題を解決するため、平成15年度から3年間、県内10中学校およびその中学校区内の小学校を指定し、「スクーリング・ジョイントモデル校事業」を行っています。

市では、平成15年度に「学校教育エイトプラン」を作成し、「心豊かでたくましい人づくりの推進」を図る

ため、この事業の指定を受け、不登校児童生徒の減少・解消に向けて積極的に取り組んでいます。

**事業内容**

この事業は、八條中学校の教員一人が、2年間八條北小学校に勤務し、1年目は5年生、2年目は6年生を中心に算数などの授業を行います。3年目は子どもたちと一緒に八條中学校に行き、3年間同じ子どもたちを指導します。また、児童生徒一人ひとりに応じた指導を一層推進するために、八條小学校、八條中学校には、教員が各一人多く配置されています。

活動内容

主な活動内容は、少人数によるきめ細かな学習指導を中心に、社会体験活動、お年寄りとの触れ合い活動、栽培活動等を充実させ、さらには八潮市教育相談所との連携を図っています。

その結果、「小・中学校間の連携がよりスムーズになった」「友達とのかわり合いが増え、集団で成し遂げようとする意識が高まった」「昼休みや放課後を活用し、個別に教育相談を行う機会を増やすことができた」「進学への不安が減り、中学校生活に見通しを持つことができた」などの成果が見られています。

今後も、スクーリング・ジョイントモデル校のみならず、不登校児童生徒の減少・解消を図るよう努めます。



図指導課 ☎358

# 架空請求・不当請求の新手口にご注意を!

出会い系サイトやアダルトサイトの利用料などの架空請求・不当請求が後を絶ちません。悪質業者は、次々と新しい手口を生み出し、新たな被害をもたらしています。

**相談事例1** 携帯電話のメールにあったアドレスをクリックしたところ、有料サイトに登録されてしまった。その後、脅迫的な電話があったので住所を教えたところ、簡易裁判所から「特別送達」郵便で、「支払督促」の書類が送られてきた。どうしたらよいか。

**相談事例2** 法律事務所を名乗るところから封書で有料番組登録料・利用料などの支払いを求め、「訴状」が送られてきた。全く心当たりはないが、どう対応すべきか。

(お答えします)

事例1はどちらも「裁判手続」を利用した新たな手口です。事例1の「支払督促」、事例2の「訴状」とも、その書類は「裁判所」から出されるもので、発信元は必ず「裁判所」になります(通常は「特別送達」扱いで届きます)。正規の「訴状」が裁判所以外のところから届くことはありません。

事例1の「支払督促」は、正規に簡易裁判所から出されたものでした。請求に心当たりがない、不当と思われる場合、消費者はまさか裁判所からこんなものがくるわけがないと思いがちですが、内容が妥当かどうかは訴訟で争われることです。注意しなければならぬのは、そのままに

しておく、請求の内容を認めたとことになることです。

事例2の法律事務所は実在せず、また、「訴状」も架空のもので、他の架空請求と同じく無視して差し支えないものです。

万一、架空・不当請求で訴訟になった場合、消費生活支援センターでは、弁護士と連携し、消費者を支援していくことにしています。

発信元の裁判所から「特別送達」郵便が届いたときは、通常の架空請求のように放置せず、直ちに市役所や県の消費生活相談窓口にご相談することが必要です。

図商工振興課 ☎336、県消費生活支援センター春日部 ☎048・734・0999

BOOKS

## 図書館だより

八幡 ☎995-6215  
八條 ☎994-5500



●一般書

- 「日本列島「土風」探訪」 津本 陽 著
- 「子どもを伸ばすお片づけ」 辰巳 渚 著
- 「工学部・水柿助教の遠巡」 森 博嗣 著

●児童書

- 「算数おもしろ絵事典」 鈴木 伸男 監修
- 「(どうぶつ)ゆうびん」 五味 太郎 さく
- 「(そばせい)川端 誠 さく

◆休館日のお知らせ

- 八幡図書館 2月14日(館内消毒・28日館内整理日)、3月7日、11日(特別整理期間)
- 八條図書館 2月21日(館内消毒・28日館内整理日)、3月14日、18日(特別整理期間)

◎図書館の貸出カードをお持ちの方へ

正確な登録者数を把握し、今後の図書館運営に役立てるために、最終貸出日から5年間経過した方(5年間一度も図書館資料を借りなかった方)について、登録を削除させていただきます。

次回利用される場合は、現在お持ちの貸出カードおよび住所・氏名を確認できるものをお持ちのうえ、改めて登録をお願いします。

新しく入った、両館所蔵の資料の一部を紹介します。